

## 第202回統計委員会議事録

1 日 時 令和6年2月8日(木) 13:30~14:25

2 場 所 総務省第二庁舎7階大会議室及びWeb会議

3 出席者

### 【委員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、久我 尚子、佐藤 香、白塚 重典、  
菅 幹雄、富田 敬子、樫 浩一、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

### 【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

### 【幹事等】

総務省政策統括官(統計制度担当)、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、  
内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、農林水産省大臣官房統計部長、  
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局(総務省)】

統計委員会担当室：萩野室長

政策統括官(統計制度担当)：佐藤総務省大臣官房審議官、重里統計企画管理官、  
辻統計品質管理推進室参事官

4 議 事

(1) 部会の審議状況について

(2) その他

5 議事録

○椿委員長 それでは、ほぼ定刻となりましたので、ただ今から第202回統計委員会を開催したいと思います。昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするために、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は議事次第のとおり、部会報告などについて説明があります。本日はこのような議事にしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日、事務局にて画面上に資料を投映いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者等におかれましては、御発言の際に必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。また、質問される方、回答される方、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

○樁委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、部会の審議状況についてです。産業統計部会での作物統計調査の変更に関する審議状況につきまして、部会長の樋先生から、御説明よろしくお願いたします。

○樋委員 樋でございます。

それでは、作物統計調査の変更に関する部会での審議状況について御報告いたします。本件については、12月の委員会で諮問されました後、先月の委員会において、1回目の部会の審議状況について報告いたしました。本日は1月19日に開催しました2回目の部会の状況について報告いたします。お手元の資料1を御覧いただきたいと思います。

2回目の部会では、1回目の部会で追加資料が求められた事項の確認と、残りの変更事項などについての審議、そして1回目の部会で審議した範囲での答申案の確認という順番で審議をいたしました。この場では、この審議順にはとらわれず、配布している資料の順番に沿って説明したいと思います。

まず、1の作況標本筆の削減です。全国の作況標本筆数を約1万から約8,000に削減することについては、1回目の部会で基本的に了承が得られておりましたが、その際に、地域別の筆数の設定状況を確認したいという御意見がありまして、これについて資料を出していただいて、農林水産省から御説明をいただきました。この説明自体については特段の異論は示されませんでした。答申案につきまして、筆数の積算に当たり、全国の収穫量の誤差が3万トン以内に収まるようにするという縛りが一番重要視されているというロジックが不明確であったため、それを明確にした書き方にすることが望ましいという御意見をいただきました。従いまして、答申案の整理の中で、この御意見を取り入れていきたいと考えております。

それから、調査事項の変更につきましても、前回の部会で実質的な審議を終えておりましたが、答申案の審議の過程で、調査事項の変更に伴い公表されなくなる事項が出てくるので、変更の内容や代替となる情報の所在など、利用者への情報提供について配慮が必要であるという御意見をいただきました。こちらについても答申案の整理の中で、検討していきたいと考えております。

それから、次に2ページ目、その他の変更の部分になりますが、(6)の調査結果の公表方法の変更ですが、本調査の結果公表に当たりまして、印刷物の作成を取りやめ、インターネットによる公表のみにするという変更の内容です。こうした変更については、ほかの基幹統計調査においてもそのような変更の例がありますし、インターネットによるデータ提供により、迅速かつ加工が容易なデータ提供がなされているという現状や、印刷物を作成するための事務負担の軽減という観点から適当と整理いたしました。

次の(7)の調査計画の記載の明確化ですが、実測調査の実施時期についての注書きの追加については、実測調査が、現地に出向いて作物の作付状況や生育状況などの情報を直接収集することにより行われているものであり、天候や水稻の生育状況によっては、調査計画に定めた時期よりも前に調査を行う場合もあることを、計画上、明確にしようとする趣旨であることから、適当と整理いたしました。

最後になりますが、2の過去の答申における「今後の課題」への対応状況です。課題の

趣旨については、変更内容等というところに簡潔に書いてありますが、これだけだと分かりにくいと思いますので、少し説明させていただきたいと思います。水稻以外の多くの作物は、毎年、全国調査が行われているわけではありませんので、主産県の調査として行われている年が多いということで、主産県調査の年における全国値の推計方法について、現在の方法と代替的な方法の2つで比較・検証する必要があるというのが、過去の答申のときに付した意見でございました。これについて農林水産省で比較・検証を行った結果として、現行の方法と代替的な方法との間で結果には著しい差が見られなかったということであり、それから現行の方法では、最新の増減率が利用できるという意味で優位性があるということで、引き続き現行の推計方法を用いたいという説明がございました。これについても、委員の皆さんから特段の異論は出てまいりませんでした。

以上が2回目の部会での審議状況です。

本件につきましては、2回の部会でひととおりの審議を得まして、結論としましては、今回申請された変更内容について、いずれも適当と整理しております。そして、答申案についても1回目の部会で審議した内容を中心に部会で御確認をいただき、取りまとめの方向性については共通の認識を得たと考えております。このため、更に部会を開催して答申案について審議する必要もないということで、部会についてはこれで終了とし、その後は3月の委員会に向けて、部会の皆さんとメールでのやり取りによって答申案の修正・確認を行っていくという段階になります。

以上が部会の審議状況です。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か質問等があればよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきます。本件につきましては、12月以降2回の部会でひととおりの審議を終えられて、いずれも適当と整理されたとのことでした。適当と判断された理由につきましては、本日の御説明、並びに配布資料にもその内容が示されました。これに沿って、現在、答申案を整理中とのことでした。答申案の報告自体は次回の統計委員会においてなされるとのことですが、樫部会長をはじめ、産業統計部会に所属の委員の先生方、引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、引き続きまして、産業統計部会での農業経営統計調査の変更に関する審議状況につきまして、これも恐縮ですが、部会長の樫先生から御報告よろしくお願ひいたします。

○樫委員 樫でございます。

それでは、農業経営統計調査の変更に関する部会での審議状況について御報告いたします。本件につきましては1月の統計委員会で諮問されました後、1回目の部会を1月29日に開催いたしました。資料2を御覧いただきたいと思います。

資料2の項目の2「計画の変更」にありますとおり、今回、申請されました変更内容は、調査系統や調査方法の見直しから、次のページの公表時期の変更に至るまで、非常に多岐にわたっております。変更案の背景といたしまして、調査事務に従事する職員など担い手

の減少、あるいは調査の効率化、報告者負担の軽減への対応という事情があるということでありますが、一方で本調査は令和3年にも同じ背景を受けて、変更の申請がなされております。背景を同じくするような変更が、短期間に繰り返されているという状況になっております。

私自身は、基幹統計調査で短期間の間に大きな変更が繰り返されるのは記憶にないということで、審議を始める前に少々戸惑いを感じたところです。そこで1回目の部会では、通常はこういうことはないかと思いますが、個別の変更内容の審議に入る前に、今回、これだけ短期間に変更が行われることの事情について、言い換えますと、なぜ今、変更が必要になったのかということについて確認しておこうということで、項目を1個立てて審議をしております。具体的な審議状況については右の欄にまとめておりますが、その前に、今回の変更に関する基本的な情報として、調査変更の経緯を別紙でお配りしていますので、まず、そちらを御覧いただきたいと思っております。

後ろに付いております別紙ですが、まず、項目の1番が前回の計画の変更の中身です。2が今回の変更をまとめたものということになります。まず1です。本調査は諮問の際にも説明がありましたが、農林業センサスなどの情報から報告者を選定して、それから5年間、同じ報告者に継続して報告を求めるという形で行われております。令和3年の際には、令和4年調査における標本替えに先立って、大きく3点の変更がなされております。1つ目は、個人経営体の調査票をロングフォーム・ショートフォームと2種類にして、担い手であります経営体は詳しい調査をするロングフォームを配る、他の経営体の方は短いショートフォームを配って、調査負担を軽減するという変更を行っております。2つ目は、最新の母集団情報を基にした標本設計を見直すということ、それから、3つ目が概要の公表時期について、恒常的に遅延が生じていることを踏まえて、実態に合わせた現実的なスケジュールとして2か月後ろ倒しするという3つの変更をしております。

この機会に、前回の変更時点の部会の議事録もざっと見させていただきましたが、私が見た限り、この変更のときの部会の審議では、将来的に民間委託をするというような可能性については特に触れられていなかったようです。そのため、審議の過程では、5年間継続して同じ報告者から回答を求めるという調査でありますので、当面は、この令和3年の変更の内容で調査が継続されるとおそらく皆さん考えて、審議をされていたのではないかと考えております。

そんな中、今回、前回の変更から3年に満たないタイミングで、調査対象にとっては5年間継続する調査の途中で調査のスタイルが変わることになるわけで、変更の内容も今の地方農政局等を使った調査の仕方から、民間委託を導入するということです。それから、令和3年に導入しましたロングフォーム・ショートフォームを統合するほか、一度は繰り下げた概要の公表時期をまた元に戻すという、かなり大きなものが予定されております。このため、どういう経緯で変更されたのかという御説明をしていただきました。

以上が、この調査の最近の動きになります。

資料2の1ページ目に戻っていただきまして、審議の状況の欄を御覧いただきたいと思っております。農林水産省から、今回の変更の背景につきまして、調査を取り巻く環境が非常に

厳しいという状況の中で、統計調査の一層の効率化や報告者の負担軽減が喫緊の課題であること、それから昨今の資材価格の高騰を受けまして、調査結果の早期公表が求められているということ。これらの課題に対してスピード感を持って対応することが必要だということで、今回の変更がどうしても必要だという御説明をいただきました。

ただ、調査を取り巻く環境が厳しくなって、というのは、これまでもあった話ですので、新たな事情変更としては、最近の資材価格の高騰が中心となった御説明という印象を受けました。部会では、委員等からの主な意見にありますとおり、調査結果の公表を2か月早期化するという一方で、資材価格の高騰への対応の答えになるのかということや、公表を早期化するために民間委託が必要というロジックになっているように見えるが、民間委託をすることで本当に早期化ができるのか、結果精度の観点なども重要ではないかというようにいろいろな意見が出まして、現時点では部会参加者の皆さんから、なぜこのタイミングで民間委託が必要なのかということについて十分に理解を得られたとは言い難い状況でした。

ただ、なぜ今必要なのかという話につきましては、これから後の個々の変更事項の審議においても関連してきますし、そこで細かいことを審議していった方が理解も進むであろうということで、ひとまず先の審議に進むことにしました。

次に、個々の変更事項の審議状況についての御説明をしますが、冒頭でも申し上げましたように、今回の変更は、調査系統・調査方法から公表時期に至るまで多岐にわたっているということでありますが、全ての変更が調査系統・調査方法の変更に関連しておりますので、部会では、この調査系統・調査方法の変更から審議いたしております。

今回の調査系統、調査方法の変更内容を一言で申しますと、変更内容の①と②に記載しておりますように、調査の一部につきまして地方農政局等を経由して行っていた調査に民間委託を導入し、それから、地方農政局等の職員や農林水産省の調査員により、主に聞き取りで行っていた方法を改めて、基本的に郵送・自計調査に変更するという内容です。

審議の状況の欄にございますように、農林水産省から、民間委託の業務範囲とか、農林水産省が民間事業者に対して行う予定のサポート内容、それから、聞き取り中心から郵送・自計調査に変更する際の対応について御説明がありました。参加委員の皆さんから出された御意見については、委員等からの主な意見の部分に列挙しておりますが、円滑に精度の高い調査の実施が可能であるかということや、令和9年に予定されている標本替えに向けた検討が必要ではないかといったような多くの疑問や意見が示されました。

そこで農林水産省において、変更前後における業務の比較とか、委託における農林水産省のサポート内容について資料を作成していただいた上で、後日説明していただき、改めて議論するというようにしております。

なお、この部分で委員から非常に多くの御発言がありまして、質疑応答に時間がかかりましたので、第1回の部会では予定していた事項の審議をかなり残したまま時間切れとなってしまうという状況です。

そこで今後の予定ですが、当初の計画では2月と3月に1回ずつ会議を予定して終了するという予定でしたが、1回目の部会で思ったような進捗が得られなかったという

ことで、審議時間が足りなくなるおそれがかかなり高いとその場で判断いたしました。このため、部会の皆さんにその場で急遽お諮りしまして、明日の2月9日にも部会日程を追加いたしました、できるだけ審議を進めるということにいたしております。

現段階の審議状況でした。以上です。

**○樫委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、何か御質問等があればよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきます。1回目の部会では、変更の背景とか必要性ということについて、まず確認した後、今回の申請事項の中心である調査系統、調査方法の変更について審議をされたとのことでした。ただ、これまで大多数の報告者につきましては、農林水産省の職員、あるいは調査員による聞き取りで行われていた調査を民間委託の郵送・自計調査に変えるということもあって、円滑な調査実施や精度確保の観点から非常に多くの意見が出たと聞いておりますし、認識しました。審議の進捗状況を踏まえて、先ほどありましたように、急遽、明日も部会を開催していただく、そして審議を進めるとのことでしたが、民間委託に移行するに当たって精度を確保しつつ、安定的に調査を継続するためにはどのような手当てが必要か、この点につきましては農林水産省におかれましても、他の調査における民間委託の経験から、ある程度ノウハウの蓄積があると考えております。そのようなことも含めた具体的な説明に基づいて、議論が建設的に進むことを期待したいと考えます。

樫部会長をはじめ、産業統計部会に所属の先生方には大変御負担があり、追加の負担もあると伺いました。引き続き、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。「I S I (International Statistical Institute) の職業倫理宣言」の邦訳版についてです。今回、その邦訳を担当されました日本銀行から御説明をお願ひしたいと思います。

準備ができましたら、よろしくお願ひいたします。

**○中山日本銀行調査統計局参事役** 日本銀行調査統計局の中山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はI S I 職業倫理宣言(邦訳版)について、簡単に御紹介させていただければと存じます。

1ページ目を御覧ください。ポイントですが、I S I (国際統計協会)は、2023年2月にDeclaration on Professional Ethics (職業倫理宣言)の改定版(Updated Version)を承認し、公表いたしました。I S Iは、この宣言自体は英語版ですが、一層の普及・浸透を企図しまして、多言語への翻訳を各国に依頼しました。現在、中国語、フランス語、ドイツ語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、オランダ語、アルメニア語、ウクライナ語及び本席で御紹介する日本語の計10か国語の翻訳版がI S Iの公式ホームページに掲載済みです。このほか、アラビア語、ギリシア語、韓国語、トルコ語への翻訳が予定されております。

このISIには、総務省や日本銀行が参加しておりますが、今回、私どもが邦訳を行うに至った経緯を簡単に申し添えますと、ISI職業倫理宣言委員会のメンバーにシルケ・ステーブルウィーバーさんという当時のECB統計局長がいらっしゃいまして、同氏は当時IFC（アービング・フィッシャー委員会）の理事でもありました。このIFCの理事会メンバーに私も参画しておりますことから、その場で「翻訳してもらえないか」と依頼があったわけです。ちなみにアービング・フィッシャー委員会と申しますのは、中央銀行の統計に関する諸問題を討議するため中央銀行の統計専門家により発足した委員会です。BIS（国際決済銀行）が事務局を担っております。私も理事会メンバーとして運営に携わっております。

早速、ISIの宣言ですが、前文、専門家として共有する価値観、倫理原則、背景説明の4つで構成されておまして、このうち専門家として共有する価値観につきましては、敬意、プロ意識、誠実さと高潔さの3つを列挙してあります。倫理原則につきましては12の項目としております。

2ページを御覧ください。簡単に職業倫理宣言が成立してきた歴史を振り返らせていただきますと、1979年に統計家のための倫理規程に関する委員会が発足いたしました。そして1985年8月に統計家のための倫理規程、いわゆる職業倫理宣言の初版といいますか、第1版が採択されました。その後2010年7月に第2版が採択されまして、2023年2月に再改定版、第3版が承認された形です。最新の第3版の主な改定内容を簡単に御紹介申し上げますと、オルタナティブデータなど多様な情報源や複数データを接続したデータ、計算量の多い統計手法の利用が拡大している現状に対応した文言の加除修正が主なところとなっております。

3ページ目を御覧ください。共有する3つの価値観ですが、1つ目、敬意としましては、他者のプライバシーの尊重とか、守秘義務の遵守が挙げられております。2つ目、プロ意識ですが、責任、適性、専門知識、情報に基づく判断、ユーザーニーズの理解と適切な解決策の提供、社会への貢献、明らかな利益相反のある業務は請け負わないといった項目が挙げられております。3つ目、誠実さと高潔さですが、自立性、客観性、透明性に基づく取り組み、科学に立脚した統計的結果の導出、そして客観的な評価基準を尊重するといった内容が挙げられております。

4ページ目を御覧ください。12の倫理原則です。1つ目、客観性の追求ですが、具体的には、統計家は公平に客観性を追求することが望まれる、透明性がある方法で全ての結果を開示することが望まれるといったことが挙げられております。

2つ目、義務と役割の明確化ですが、倫理問題が生じ得る役割や責任については詳細まで明示され、完全に理解されることが望ましいといった内容が挙げられております。

3つ目、代替案の評価ですが、利用可能な手法や手順について熟考することを推奨する、代替案の長所や限界も併せて公平に評価するといった内容が挙げられております。

4つ目、利益相反ですが、金銭面ないし個人間の利益相反が生じる案件は避けると明示されております。

5つ目、結果に予断を持たないですが、統計的調査や研究等から予断を持って結果を得

ようとすることは、いかなる場合でも望ましくないと明言されております。

6つ目、部外秘情報の保護ですが、部外秘情報の機密は保持しなければならないとされております。

5ページ目を御覧ください。7つ目、専門能力の発揮ですが、統計家は自身の専門知識や技術の向上を図り、専門分野に関する技術の進歩などについて意識を高く保っていないとされております。

8つ目、統計に対する信頼性の維持ですが、得られた結果について、詳細に至るまで誤りなく正確に説明することが望まれます。得られた結果の信頼性や適用可能性には限界があることを注意喚起する責任があると明言されております。

9つ目、調査方法や結果の公表と評価ですが、情報が適切に公表されることが望まれるとされております。

10個目、倫理原則の伝達です。他者と協働する際には、統計家の倫理原則が全ての関係者に理解され、実施する調査や研究等に適切に反映されていることが必要かつ重要であるとされております。

11個目、誠実な規律の遵守責任です。欺いたり、故意に虚偽の説明をしたり、不正行為の報告を妨げたり、他者の研究を妨害することは望ましくないと明言されております。

最後、12個目になりますが、対象者の利益保護です。調査や研究等に協力する対象者について生じ得る悪影響から、可能な限り保護する義務があるとされております。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○**椿委員長** 御説明ありがとうございました。非常に重要な観点ではないかと思えます。

いかがでしょうか。御質問あるいはコメント等があればよろしく申し上げます。樋先生、よろしく申し上げます。

○**樋委員** 御説明、大変ありがとうございました。

拝見していて、非常に重要なポイントがよく整理されていると思いました。質問は今回の改定内容のところ、4つぐらいですか、変更点を挙げていらっしゃるのですが、これを拝見ただけではどういうことが起こったのかよく分からなくて、この十数年間に統計の世界でどういう変化があって、どういう問題が発生したので具体的にどのような変更を行ったのかというのを1つ2つの例で結構ですので、教えていただけると大変ありがたいと思います。

○**中山日本銀行調査統計局参事役** あまりその辺りの細かいところは具体的な背景にも書き込まれてはいないのですが、このメンバーの方々からお伺いしたところによりますと、例えばオルタナティブデータといった多様な情報源を使う場合、これは例えばビッグデータですが、従来の統計調査の手法とは異なる情報源から得られるものについて、どのようにして情報源の正しさを確保した上で公表していくかとかいったところがなかなか難しかったわけです。その辺りに配慮した書きぶりにするとか、あるいは計算量の多い統計手法の利用が拡大する中、例えばサーバー上で複雑な計算をさせて、情報のやり取りをすくなった場合に、その辺りはどうしてもブラックボックス化してしまうわけですが、そのようなどころもきちんと説明すること。

さらにもっと言えば、分かったことを言うだけではなくて、こちらの倫理宣言の中にもありますように、特に「代替案の評価」ですけれども、長所や限界、どのようなことができて、どのようなことができないのか、オルタナティブデータにせよ、新たな計算手法にせよ、それが全て万全なものではなくて、おのずと限界があるといったところについても公平に評価して、きちんと雇用主（雇用主というのはそのようなデータを分析するよう依頼した側の立場ですが）や顧客、資金提供者、いずれも分かるようにきちんと伝えることが望ましいといったように、そういう従来の統計調査手法から、より高度、かつ広範にわたってきたことに対する変化に、この宣言の内容が適用できるように改定されてきたというものと聞いております。

○**椿委員長** 先生、いかがでしょうか。

○**樫委員** 大変分かりやすく、そして興味深いお話で大変ありがとうございました。

○**椿委員長** 例えばこの中にオープンソース・ソフトウェアとか、データリンクageみたいな話が倫理規定の中に直接書き込まれているというようなことが今回の改定なのでしょうか。対象者の利益保護なんかのときにリンクageしてしまうと、この統計委員会でも例の匿名性の問題で非常に危ない問題が起きるといようなことが、対象者の利益保護や何かのところに書き込まれていたのではないかと思います。現代的に少しずついろいろな問題を倫理規程の中に入れてくださっているのだなという印象を私も持ちました。こういうことはI S Iの中でもなかなか大変な作業ではないかと思いました。

いかがでしょうか。ほかにも御質問、富田先生、よろしくお願いします。

○**富田委員** 富田です。大変丁寧な御説明、ありがとうございました。

私からは質問ではなく、コメントということで少しお話しさせていただきたいと思いません。

今回の宣言の改定ですが、一層の普及・浸透を促すために、多言語への翻訳を促されたということで、大変喜ばしいことではないかと思えます。I S Iの職業倫理宣言ですが、今、御説明にありましたように、これまで2回改正されております。1985年、続いて2010年、2023年と、今回が第3版になるわけですが、統計を取り巻く環境が急速に変わっている現状におきまして、特に手法とかどのようなデータソースを使うとか、大変変化が激しい中において、このような定期的な宣言の見直し、それから改定というのは適切であり、なおかつ必須であると感じた次第です。参考までに、その職業倫理宣言と大変似ているのですが、国連では、「UN Fundamental Principles of Official Statistics」（公的統計の基本倫理とでも訳すのでしょうか）というものを策定しております。最初に採決されたのが1994年、そして20年がたつて2014年に改正されております。

先ほど、どのような背景で今回の改正がなされたのかというお話がございましたが、国連のFundamental Principlesの場合は、この時代の背景として、SDGsとかMDGsといったような国際開発の課題をモニタリングするために統計整備が必須だという機運が高まっておりました。それからデータを使ったエビデンスベースの政策策定がより重要になってきたという時代背景、それからもう1点は、プロフェッショナル・インディペンデンスです。これも2010年代の頃ですけれども、公的統計が政治的にゆがめられて悪用された

という事件が幾つかの国で散見された時代でしたので、そういう意味で、改めて公的統計に関する専門的独立性が守られるべきだという点が強調された形の改定になりました。

以上、あくまでも参考情報としてお伝えいたします。

**○樫委員長** どうもありがとうございました。国連でも同様なものがあるという、非常に重要な文書があるということを御指摘いただいたと思います。ありがとうございます。

白塚先生、よろしくお願いします。

**○白塚委員** 樫先生の質問に関係しているのですが、今、御説明いただいた内容は、価値観とか倫理原則など、もっともなことだと思います。ただ、資料を見ていると、さっきおっしゃったような改定がどういうところに反映されているのかは、よく分かりませんでしたので、翻訳の全文をみてみたのですが、該当しそうなところは、少し細かいところに所々にあるように思います。ご説明いただいた改定は、大きな基本的なところである3つの価値観とか12個の原則みたいなものは変わってなくて、最近の環境変化に対応して、やや細かい修正が行われたという理解でよいでしょうか。

**○中山日本銀行調査統計局参事役** 先生のおっしゃるとおりでして、一方で前文のところにも書かれてありますが、あまり細かく書き込んでしまうとすぐに陳腐化してしまうということもあります。参考で配布させていただきました職業倫理宣言の原文の3ページ目の真ん中辺りで、少し太字体のところ、これは私どもが太字体にしたわけではなくて、もともと英文でも太字体になっているところですが、「職業に対して課される厳格な規則という主旨ではない」、つまり罰則規定ではないということで、できる限り陳腐化しないような、長く利用できるような、そしてできる限り包括的に、規範のもともとの原則になるようなところを大きく示しているということです。そういった意味で、先生が御指摘のような細かいところまで逐一盛り込まれているわけではございません。

そのような意味では、まさに御指摘のとおり、大きな骨組のところといえましょうか、大きなスピリット自体は、第2版か第3版でもそんなに大きく変わっているわけではありません。ただ、一方で細かなところでアップデートしていったという形になるものと理解しております。

**○樫委員長** 実際には、大原則の部分がそんなに動いているわけではないということでしょうか。あとは、どちらかというところこの文章、原文は勧告というか、こうした方がよいということ書かれているのが大部分だったと思います。

いかがでしょうか。ほかに御質問、會田先生、よろしくお願いします。

**○會田委員** 質問というよりコメントですが、こういうものを日本語に訳していただいて、どうもありがとうございます。英文ですとなかなか取っ付きにくいところがあるものです。

1つ昔のことを思い出したのですが、前の統計局長で今は亡くなられましたけれども、井上達夫さんという統計局長がおられて、その方が、朝日新聞の論説委員の船橋洋一さんに官庁統計のことを説明するときに、先ほど富田先生がおっしゃった「Fundamental Principles of Official Statistics」について併せて説明したら、船橋論説委員が非常に興味を持ってやってくれたということがありました。やはりこういう統計家というか、官庁統計家もそうですけれども、倫理規範に基づいてやっていることを常々併せて言ってい

かないと、なかなか理解を得られないのではないかと思いますので、そういう際にこういうものを利用していただければいいのではないかと、大変いいものを頂いたのではないかと思います。

**○椿委員長** 本当にこれはいい機会、いい時期にいいものを出していただいたと私も思います。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からもコメントさせていただきます。今回の御報告は昨年2月にI S I（国際統計協会）が改定した統計家のための職業倫理宣言を、同宣言の一層の普及・啓発、あるいは浸透を図る、このI S Iの求めに応じて日本銀行が邦訳し、今日はそのポイントを整理し、紹介いただいたところです。今ありましたように、今回、邦訳された職業倫理宣言にはもともと専門家として共有する3つの価値観、あるいは12の倫理原則など、もちろん国際的ですが、我が国の統計家にとって共有されるべき価値観や倫理観が盛り込まれており、大変重要な文章、示唆に富む内容だと思います。

実際、私が統計関連学会連合の理事長をやっておったときに、このI S Iの旧版になりますが、この宣言を基に日本の統計家の行動基準を作成することをやっていたということで、当時は公式な訳がなかったのでみんなその解釈をやるという形でやっていたのです。これが今回、ほぼ準公式な訳として日本の中に定着するということは非常にありがたいことだと思います。

先ほどありましたように、日本の統計家の行動基準、統計関連学会連合でも統計家の独立性ということで、統計家に対してそういう圧力や何かをやってはいけないと、統計家以外に対するメッセージも出たと記憶しておりますが、いずれにせよこれは非常に重要で、日本の中で「統計家」という言葉自体もそれほど普及していないかもしれませんが、統計家というものの職業、プロフェッショナルとしての職業がきちんと考えられる、逆に言えば、こういう人の職業倫理があるから、統計はプロフェッショナル、専門家たり得るのではないかと思います。

今後、日本の統計家が何であるか、その守るべきものが何であるかということを考える際に、我が国の関係者が是非ともこの文書を共有して、議論させていただく、この統計委員会の場もそうですが、今後、この邦訳をしっかりと周知、官庁統計、公的統計のメンバーだけではなくて、周知していただく、そのようなことになっていただきたいと思うところです。

今日は翻訳の労に感謝申し上げますとともに、御報告に心から感謝申し上げます。

本日、用意いたしました議題は以上となります。本日の議事録につきましては、委員の皆様方に確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、議事録は委員会に報告するものとされているために、ホームページに公開する形で代えさせていただきます。

それでは、次回の統計委員会の日程につきまして、事務局から御連絡をお願いいたします。

**○萩野総務省統計委員会担当室長** 次回、委員会については調整中です。日時、場所につ

きましては別途御連絡いたします。

以上です。

○**椿委員長** ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第202回の統計委員会を終了いたしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。